

社会福祉法人あきの会 意思決定支援指針

1. 基本方針

当法人の運営する障害福祉及び医療事業における利用者の、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みの構築を行い、医療及び福祉サービスを提供する。

2. 意思決定支援の範囲

- ① 日常生活における場面
- ② 社会生活における場面
- ③ 医療提供に関する場面
- ④ 終末期に関する場面

3. 意思決定支援の基本原則

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行う
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活やサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 利用者の最善の利益の追求

- (1) 本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、第三者が本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合は最後の手段であり、以下の点に留意する。
 - ①メリット・デメリットの検討
複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討する
 - ②相反する選択肢の両立
二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考える
 - ③自由の制限の最小化
本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも他になにか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。
- (2) そのプロセスにおいて、家族及び後見人に参画を得る。

5. 意思決定支援の仕組み

- (1) 事業ごとに意思決定支援責任者を配置する。
- (2) 意思決定支援責任者はサービス管理責任者を兼ねる。
- (3) 意思決定支援会議を実施する。個別支援会議及び医療カンファレンスがそれを兼ねる。
- (4) 意思決定支援計画を作成しサービスを提供する。意思決定支援計画は個別支援計画に反映す

る。医療に関する事項については入院計画等に反映する。

(5) モニタリングと評価を実施する。

(6) 医療及び終末期においては、将来の変化について本人及び家族説明を実施する ACP の取り組みを実施し、それを診療録に記載する。

6. 職員研修

意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取り組みを促進させるため、年1回の職員研修を実施する。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。